

## 東浦町スポーツ競技全国大会等出場選手激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に出場する個人又は団体（以下「個人等」という。）に対し、東浦町スポーツ競技全国大会等出場選手激励金（以下「激励金」という。）を交付することにより、もって広く町民にスポーツ意識の高揚を図り、振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国青年体育大会
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が主催する日本選手権大会及び全国大会
- (5) 国際競技大会
- (6) その他、町長が特に必要と認める全国大会以上の規模の大会

(交付対象)

第3条 激励金は、次に掲げる個人等が全国大会等に出場する場合に交付する。

- (1) 町内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）に在学する者、町内の事業所に勤務する者及び町内に住所を有する者
  - (2) 町内の学校に在学する者、町内の事業所に勤務する者及び町内に住所を有する者によって構成される団体
  - (3) 町外に住所を有する学生で、帰省地が町内にあり在住履歴のある者
- 2 前項において、第1号の規定に該当する者が第2号の規定に該当する団体に所属する場合は、第2号の規定を優先するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、激励金の交付は、同一年度につき2回を限度とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、激励金を交付しない。

- (1) 予選、記録会又は選考会を経ずに出場する場合
- (2) 政治団体、宗教団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会で参加資格が当該団体に限定される場合
- (3) 東浦町大会出場賞賜金支給に関する要綱により賞賜金を受けた個人等の場合

(激励金の額)

第5条 激励金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付申請書類等)

第6条 激励金を申請する個人等は、出場する大会が開催される5日前までに激励金の交付を様式第1により申請するものとする。

2 激励金の交付を受けた個人等は、大会終了後 30 日以内に様式第 2 により報告しなければならない。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第6条関係）

東浦町スポーツ競技全国大会等出場選手激励金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

電 話

東浦町スポーツ競技全国大会等出場選手激励金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

大会の名称	
大会の目的及び内容	
参加種目	
大会の場所	
大会の開催日（予定）	

添付書類

- 1) 大会出場に至った経緯の分かるもの（予選、選考会等の要項、プログラム、結果など。）
- 2) 大会出場者名簿（大会出場登録された監督・コーチ・補員・マネージャー等を含める。）
- 3) その他（大会要項、プログラムなど。）

様式第2（第6条関係）

東浦町スポーツ競技全国大会等出場選手激励金交付に伴う大会結果等報告書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

電 話

東浦町スポーツ競技全国大会等出場激励金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

大会の名称	
大会の開催日	
出場種目	
大会の場所	
競技成績（結果）	

添付書類

※競技の経過内容・結果の資料